

## 武庫川流域総合治水推進協議会設置要綱

## (設置)

第1条 兵庫県が制定した「武庫川流域における総合的な治水対策の推進に関する要綱」(以下「武庫川総合治水推進要綱」という。)第4条の規定に基づき、兵庫県と武庫川流域の各市(以下「流域市」という。)が共同して、流域対策及び減災対策の諸施策を協議のうえ策定し、かつその施策を推進することにより、河川管理者が行う河川対策と連携した総合的な治水対策を進め、水害を防止し、また軽減を図るため、武庫川流域総合治水推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 武庫川総合治水推進要綱第3条第1項の規定に基づく計画である武庫川流域総合治水推進計画(以下「推進計画」という。)の策定及びその推進に関すること。
- (2) 推進計画の進行管理に関すること。
- (3) 総合的な治水対策に関して、武庫川流域の住民及び事業者に理解と協力を求める広報等の働きかけに関すること。

## (協議会の組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

## (会長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、兵庫県副知事の職にある委員をもって充てる。
- 3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

## (幹事会)

第5条 協議会の円滑な運営に資するため、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、協議会から委任された事項を処理する。
- 3 幹事会は、別表2に掲げる幹事をもって組織する。
- 4 幹事会に幹事会長を置く。
- 5 幹事会長は、兵庫県土木部次長の職にある幹事をもって充てる。
- 6 幹事会長は、幹事会の会務を総理し、幹事会を代表する。
- 7 幹事会長に事故があるとき、又は幹事会長が欠けたときは、あらかじめ幹事会長の指名する幹事が、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 幹事会は、その円滑な運営に資するため、専門部会を設置する。

- 2 専門部会は、幹事会から委任された事項を処理する。
- 3 専門部会は、県及び流域市の幹事が推薦する部会員をもって組織する。
- 4 専門部会に部会長を置く。
- 5 部会長は、専門部会に属する部会員のうちから、幹事会長が指名する。
- 6 部会長は、専門部会の会務を総理し、専門部会を代表する。
- 7 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する部会員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席委員の協議により決する。
- 4 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 5 会長が必要と認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 6 前各項の規定は、幹事会の会議において、これを準用する。この場合において、「会長」を「幹事会長」に、「委員」を「幹事」に読み替えるものとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、兵庫県土木部総合治水課におく。

- 2 事務局長には、兵庫県土木部次長の職にある者をもって充てる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

武庫川流域総合治水推進協議会

機 関 名	役 職 名
兵 庫 県	◎副 知 事 技 監 土木部長 神戸県民センター長 阪神南県民センター長 阪神北県民局長 丹波県民局長
神 戸 市	副 市 長
尼 崎 市	市 長
西 宮 市	市 長
伊 丹 市	市 長
宝 塚 市	市 長
三 田 市	市 長
丹 波 篠 山 市	市 長

◎印は会長

別表2 (第5条関係)

## 武庫川流域総合治水推進協議会 幹事会

機 関 名	役 職 名
兵 庫 県	危機管理部 防災支援課長 危機管理部 災害対策課長 農林水産部 農地整備課長 農林水産部 治山課長 ◎土木部 次長 土木部 河川整備課長 土木部 総合治水課長 土木部 上下水道課長 まちづくり部 都市計画課長 まちづくり部 公園緑地課長 まちづくり部 建築指導課長 教育委員会事務局 財務課長 神戸県民センター 神戸農林振興事務所神戸土地改良センター所長 神戸県民センター 神戸土木事務所長 阪神南県民センター 西宮土木事務所長 阪神南県民センター 西宮土木事務所武庫川対策室長 阪神南県民センター 尼崎港管理事務所長 阪神北県民局 阪神農林振興事務所長 阪神北県民局 宝塚土木事務所長 丹波県民局 丹波農林振興事務所篠山土地改良事務所長 丹波県民局 丹波土木事務所長
神 戸 市	建設局 森林・防災部長
尼 崎 市	危機管理安全局 危機管理安全部長 都市整備局 土木部長
西 宮 市	土木局 道路部長 総務局 危機管理室長
伊 丹 市	市長付参事 (危機管理担当)
宝 塚 市	都市安全部長
三 田 市	危機管理監 都市整備部長
丹 波 篠 山 市	市民生活部長 (防災・消防交通担当) まちづくり部長

◎印は幹事会長